

令和6年4月9日

保護者の皆様へ

大田区立糎谷小学校
校長 田村 諭

自然災害（大規模地震と台風等）への初期対応について

自然災害（大規模地震と台風等）への初期対応につきまして、大田区教育委員会のガイドラインに基づき、本校でも下記のように定めております。児童の登校・下校に関しまして、対応をよろしく申し上げます。

記

暴風警報

1 暴風警報など発令された場合

- ① 午前7時に、大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。（大雨警報、また暴風注意報はこれに当てはまりません。）
- ② 下校時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、警報が解除されるまで、児童を学校で預かります。解除後に方面別の集団下校を実施します。なお、午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施します。（事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による妹や弟の引き取りも可能とします。）

※警報は、東京都・東京地方・23区西部・大田区などの区分で発令されます。

※警報が発令されていなくても、風雨が強く安全に登校できないと保護者が判断された場合は、自宅にて待機させ、風雨が弱まってから登校させるようにしてください。自宅待機させる場合は、まなびポケットまたは電話でもかまいませんので学校にご連絡ください。（この場合は、遅刻、欠席扱いとはいたしません。なお、電話が混み合う可能性があります。ご了承ください。）

※遅れて登校する場合は、保護者の付き添いをお願いします。

※児童を学校待機とする場合は、【学校緊急連絡システム】メールでお知らせします。

2 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応について

(1) 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- ① 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、全区立小・中学校を臨時休業とします。

②①以外の場合は授業日とします。

③当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

裏面へ続きます。

